

## ◎新潟県告示第1413号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成25年12月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 起業者の名称

糸魚川市

### 2 事業の種類

糸魚川市能生体育館整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

糸魚川市大字能生字沖ノ御前及び字桑ノ町地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

糸魚川市能生体育館整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

糸魚川市の能生地域に唯一ある能生体育館は昭和49年に建設され、市内に11ある社会体育施設の中で最も古く、耐震診断では強度不足により改修も困難であると判断されたことから、建替えによる利用者の安全確保が急務となっている。市では、本件事業を市の総合計画の後期基本計画での主要事業に位置付け、大規模な地震等の発生に備え、地域の避難施設としても利用される本体育館を早期に建て替えるものである。

糸魚川市は建替えについて協議会を設置して検討を重ねた結果、現体育館敷地では、不足している駐車場及び体育館の敷地を追加して建て替えることが困難なため、本件事業は新たな土地で実施するものである。

本件事業の施行により、大規模な地震等発生時の体育館利用者の安全確保が図られ、また敷地面積の拡大により収容人数が増加することで、避難施設としての機能強化が図られることから、公共の利益に資するところは大きいものと考えられる。

また、体育館の面積を増やし、バスケットボールコートの本格的な面積を整備することにより、県大会レベルの各種スポーツ大会を開催することが可能になることから、市内から出場する選手の遠方への移動による負担が軽減されるとともに、市外からの集客が見込まれるものである。

本件事業の施行による周辺環境への影響として、騒音の発生が懸念されるが、施工中は騒音対策を万全に行い、壁は防音仕様とするとともに、体育館運用後は管理人を巡回させ利用者の速やかな帰宅を促すなど、影響を最小限にとどめることとしている。また、施設の性格上、悪臭を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件事業地内は、鳥獣保護等については特別な措置を講ずべき希少動物の存在は確認されていないことを市の担当課で確認している。埋蔵文化財については、能生地域の埋蔵文化財包蔵地の所在確認が不十分ながらも発見の可能性は低いと市の担当課から回答を得ているが、遺物等の有無を本件事業の施工の際に確認し、発見された場合はその対応について担当課と協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現敷地面積に不足する駐車場及び体育館の面積を加えて確保できる場所4か所を選定し、自然的条件、社会的条件及び経済的条件をもとに比較検討した結果、地盤がよくて

交通の利便性が高く、事業費も比較的安価であることから総合的に判断し、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように現能生体育館が市内で最も古く、老朽化のため強度不足により耐震改修も困難であると診断されたことから、災害発生時の体育館利用者の安全確保や避難施設としての機能強化を図るために市として早急に整備する必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

糸魚川市役所教育委員会生涯学習課